

添付法令資料 4 :

家庭及び少量顧客のための天然ガス輸送及び／又は分配網（JARGAS）を通じた天然ガスの供給及び分配に関する 2019 年 1 月 23 日付インドネシア共和国大統領規則 No.6（目次）
同月 28 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 6 条）
- 第 2 章 JARGAS を通じた天然ガスの供給及び分配計画（第 7 条ないし第 11 条）
- 第 3 章 JARGAS を通じた天然ガスの供給及び分配の実施
 - 第 1 節 通則（第 12 条及び第 13 条）
 - 第 2 節 中央政府による JARGAS を通じた天然ガスの供給及び分配（第 14 条ないし第 23 条）
 - 第 3 節 事業者による JARGAS を通じた天然ガスの供給及び分配（第 24 条）
- 第 4 章 共同施設の利用（第 25 条及び第 26 条）
- 第 5 章 家庭及び少量顧客の消費者のための天然ガス販売価格の決定（第 27 条）
- 第 6 章 許可の支援及び不許可（第 28 条）
- 第 7 章 指導及び監督（第 29 条）
- 第 8 章 経過規定（第 30 条）
- 第 9 章 終則（第 31 条及び第 32 条）